

帰宅困難者の受入れに協力いただける方を税制面から支援します！

帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する 固定資産税・都市計画税の減免

(東京23区内)

東京都では、都内各区と帰宅困難者受入協定を締結する一時滞在施設の確保を税制面から支援するため、帰宅困難者のための備蓄倉庫を設置した場合に、固定資産税・都市計画税を軽減する制度を設けています。



東京都主税局

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

お問い合わせ先

減免を申請する家屋が所在する区にある都税事務所の固定資産税班にお問い合わせください。

東京都主税局 都税事務所

検索



都税事務所一覧 (東京都主税局ホームページ)

減免対象

- ◆ 都から補助金を受けて購入した帰宅困難者向けの備蓄品が保管された倉庫
 - ◆ 都が購入し配備した帰宅困難者向けの備蓄品が保管された倉庫
- ※ 備蓄品を更新した場合も対象になります。



減免期間

補助金交付決定日又は譲渡備品の受領日以後、最初に到来する第一期納期限(6月末*)に係る年度から**5年度分** ※詳しくは中面をご確認ください。

減免割合

10割 (減免対象となる床面積部分に限ります)

- ◆ 減免申請後に到来する納期限分からの減免になります。(毎年度申請が必要です。)
- ◆ 納期限は、6月末、9月末、12月末、2月末と年4回あり* 申請時期に応じた割合で減免されます。

* 納期限が土曜日・日曜日・休日にあたる場合は、翌日が納期限となります。

手続き

- ◆ 「固定資産税減免申請書」に必要事項を記入の上、家屋が所在する区にある都税事務所にご提出ください。
- ◆ 「固定資産税減免申請書」と現地調査結果通知書、平面図などにより、減免部分を確認します。



申請期限例

(例1) 補助金交付決定日が令和7年5月20日の場合

令和7年度から令和11年度までの5年度分の固定資産税・都市計画税が減免されます。

(例2) 補助金交付決定日が令和7年7月20日の場合

令和8年度から令和12年度までの5年度分の固定資産税・都市計画税が減免されます。



補助金交付決定日又は譲渡備品の受領日が第一期納期限(6月末*)の前か後かにより減免開始年度が異なりますのでご注意ください。

※申請期限後に到来する納期限分から減免となりますので申請期限にご注意ください。

(例1の場合、令和7年6月30日までのご申請で、令和7年度第1期分から減免されます。)

その他

- ◆ 無料で備蓄倉庫を借りている場合は、所有者(※)にこのご案内をお渡し下さい。
 - ◆ 有料で備蓄倉庫を貸与している場合は、減免対象外です。
 - ◆ 所有者と補助金の交付対象者又は備蓄品の配備対象者が異なる場合は、使用貸借契約書等で無償であることを確認いたします。
- ※所有者とは、1月1日現在、固定資産課税台帳に所有者として登録されている方です。

第146号様式(条例第134条関係)

固定資産税減免申請書						
						年 月 日
都税事務所長 あて						住所 氏名(名称) 納税義務者 電話
次のとおり減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して申請します。						
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積・価格	用途
					円	
減免を受けようとする理由	特別区と帰宅困難者受入協定を締結し、			摘		
	都から補助金を受けて購入した帰宅困難者向けの備蓄品又は都が購入し配備した帰宅困難者向けの備蓄品を保管する倉庫であるため。					
				要		

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 継続して減免を受けようとする場合には、申請事項に変更のないときに限り、略図等の添付は要しないものであること。
2 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

【申請書の提出にあたって】

- 固定資産税減免申請書を家屋の所在する区にある都税事務所の固定資産税班にご提出ください。
 - 複数の区に減免対象となる家屋がある場合は、各都税事務所へ申請する必要があります。
 - 添付書類は必要ありませんが、追加で資料のご提出をお願いする場合があります。
- ※ お問合せいただく際は、裏面をご確認いただき、該当する都税事務所までご連絡ください。